協働による環境学習出前講座実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、「岡山県環境学習協働推進広場設置要綱」第１条に規定する「岡山県環境学習協働推進広場」（以下「広場」という。）による次条に規定する「協働による環境学習出前講座」の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、「協働による環境学習出前講座」（以下「出前講座」という。）とは、広場が派遣する登録指導者（以下「指導者」という。）等が県内各地へ出向き、移動環境学習車等を活用した環境学習に関する実験などを通じて、学校の授業、各種事業の主催者が行う学習会、環境啓発イベント等を支援する事業をいう。

（出前講座の対象）

第３条　出前講座を利用することができる者は、県民に対して環境学習事業を行う県内の学校、自治会、婦人会、子ども会等地域活動団体、企業等で、暴力団でなく、暴力団若しくは暴力団等の統制の下にない団体又はその構成員でない者とする。

（出前講座利用に係る手続）

第４条　出前講座を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、広場事務局へ別に定める『「協働による環境学習出前講座」実施依頼書』を、原則として実施希望日の４５日前（その日が広場事務局の休業日に当たるときは、その日の次の業務日）までに提出しなければならない。

２　広場事務局は、前項の規定により出前講座の実施依頼を受けた場合において、その利用を適当と認めた場合は、派遣する指導者等の調整を行った上で、別に定める『「協働による環境学習出前講座」実施承認書』を申請者に交付する。

３　講座内容や実施形式については、申請者との事前の打ち合わせにより決定するものとする。

（出前講座の実施方法）

第５条　出前講座の実施場所は、岡山県内とする。

２　出前講座の実施に当たっては、必要に応じ、移動環境学習車等を使用することができる。

（経費負担）

第６条　申請者は、出前講座の利用料及び移動環境学習車の使用に係る燃料費については、負担を要しない。ただし、申請者及び出前講座参加者の故意又は過失によって生じた移動環境学習車等の修繕等にかかる経費は、申請者の負担とする。

（その他）

第７条　出前講座の実施について、この要綱に定めのない事項は、必要に応じ別に岡山県が関係者と協議の上定める。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。